

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改定（案）に係る意見公募手続
（パブリックコメント）の実施結果について

○意見公募手続の概要

- ・意見募集期間：令和 7 年 6 月 1 日（日）から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）
- ・意見提出方法：持参、郵便、ファックス、ホームページから電子申請
- ・周知方法：広報やまと（6 月号）、市ホームページ、児童クラブ利用者通知
- ・公表資料：大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改定（案）
- ・資料閲覧場所：大和市役所本庁舎 1 階情報公開コーナー、保健福祉センター、市民活動拠点ベテルギウス、ポラリス、各分室・連絡所、各学習センター、各図書館、各コミュニティセンター

○意見提出者数と意見件数

1 5 7 人・2 8 2 件

○寄せられたご意見の概要とそれに対する本市の考え方

ご意見の概要	件数	本市の考え方
育成料の値上げ幅が大きすぎる。段階的に上げてほしい	3 7 件	児童クラブの運営には、支援員の人件費や施設の維持管理費などが、状況によって変化する児童数に関わらず必要となります。そのため児童の利用形態によって運営費総額が変わるものではございません。今回の改定は、国が示す負担割合の考え方に基づいておりますが、運営費総額に対する保護者負担割合を変えない場合、利用回数や利用時間の少ない児童の育成料低減や学年別の育成料の導入、兄弟減免等を行うことにより、相対的に利用回数や利用時間の多い児童の育成料を増加させたり、低学年や兄弟で利用していない児童の育成料を増加させる必要が生じてしまいます。この場合、利用回数や利用時間の多い児童、低学年や兄弟が利用しない児童が児童クラブを利用しにくくなってしまう恐れがあります。児童クラブは、児童福祉法に基づく健全育成を図る事業であることから、児童クラブを必要とする児童へ等しく利用料金の負担を求めることが適正であると考えております。
児童クラブの利用回数や日割り計算した育成料にしてほしい	3 1 件	
児童クラブの利用時間に応じた金額にしてほしい	1 3 件	
学年で育成料を変えてほしい	8 件	
兄弟姉妹減免を導入してほしい。	5 件	
子育て王国としてふさわしくない	3 6 件	大和市では、令和 4 年より「子育て王国」を標榜し、これまで様々な子育て支援施策を実施してきました。児童クラブ育成料は、平成 20 年以降、改定を見送ってききましたが、この間も、入会希望児童数は増加し続けております。また、放課後児童クラブの運営費についても、受け入れ枠の拡充に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により増加し続けており、本市の利用者負担割合は、国が想定する、運営費全体の 5 0 % を下回る 3 0 % 前後で、不足する部分

		を、公費で負担している状況です。 このように、放課後児童クラブの課題を総合的に判断した結果、放課後児童クラブの質を確保し、将来にわたって持続的かつ安定的な運営を行うために、国の方針に基づき、受益者負担の観点から育成料の適正化を図るものです。
夏休み料金を値上げすることは理解できる	22件	夏休みについては、入会児童数の増加と利用時間の拡大等に対応するために設定したのになります。
経費や支出項目を明らかにしてほしい	20件	運営費の内訳は、主に公営児童クラブ人件費、民営児童クラブ委託料、民営児童クラブへの補助金等です。施設修繕費・備品購入費・管理システム等にかかる費用は、市が負担すべき経費として、育成料積算時の費用からは除外しています。 【通常かかる経費】 約 595,000,000 円 報酬・手当・共済費等人件費 約 388,000,000 円 民営児童クラブ委託料 約 55,000,000 円 民営児童クラブ補助金 約 128,000,000 円 その他（消耗品・光熱水費・保険料等）約 24,000,000 円 【夏休みにかかる経費】 約 11,000,000 円 夏休みのみにかかる人件費 約 8,500,000 円 民営児童クラブ委託料 約 1,000,000 円 貸しエアコン使用料 約 1,500,000 円
このまま据置くないし値下げをしてほしい（無料にしてほしい）	13件	現行の育成料は平成 20 年度以降改定を行っていないことから、国が示す放課後児童クラブの利用者負担の考え方をもとに、改定を行うものとなります。
大和市は黒字なのだから、税金で負担してほしい	12件	今回の改定は国が示す児童クラブの受益者負担の考え方に基づき実施するものです。
利用可能な補助金は利用してほしい	11件	利用可能な補助金は利用しております。今後も、新規補助金など情報収集してまいります。
勉強や英会話、運動を教えたり、イベントを開催するなどサービスを向上させてほしい	11件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
値上げするのであれば、日曜日や仕事が休みの日も開所してほしい	10件	大和市放課後児童クラブ事業条例上、日曜日の開所は行っておりません。また、日曜日を開所する場合、人件費や光熱費等の運営費がさらにかかることや、支援員の確保が困難なことから、開所日数の拡大は考えておりません。 放課後児童クラブは、保護者の就労や疾病等により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を図ることを目的としております。また、学校生活や家庭生活を含めた児童の生活全体のリズムや発達面に与える影響等も考慮する必要があります。限られた人員とスペースで多くの児童を受け入れるため、保護者がお休みの日には児童クラブの利用はできません。

長期休暇にお弁当を導入してほしい	7 件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
おやつは実費にしてほしい	6 件	おやつ代は各児童クラブにおいて、保護者主体の運営委員会に対して納付することとなっております。
児童クラブにインターネットを整備し、出席確認等を電子化してほしい	6 件	今年度、児童クラブの DX 化を行う予定です。
夏休みのみ利用する方の料金のみ上げてほしい	4 件	児童クラブは、児童福祉法に基づく健全育成を図る事業であることから、児童クラブを必要とする児童へ等しく利用料金の負担を求めることが適正であると考えております。 夏休み期間中は、放課後だけではなく朝 8 時から 19 時までの開所となるため、夏休み期間のみの補助支援員を雇用することや、学校の特別教室等の借用に伴い空調機器を設置すること等により、通常月と比べて経費が増す状況です。このため、8 月の月額料金については、夏休み期間のみに係る経費の 50 % を夏休み期間の延べ入会見込み児童数で除した金額を、通常月の育成料に加算した金額としています。
収入に応じた料金体系にしてほしい	3 件	保育所の保育料は、法令で世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、市町村民税の所得割課税額等を基に算出されますが、児童クラブの育成料は、法令に所得を勘案する旨の規定はありません。本市では、非課税世帯等への減免制度を設けていることから、現状では収入に応じた料金体系とすることは考えておりません。
減免制度を拡充してほしい	3 件	本市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯等を全額減免、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成世帯を半額減免としており、育成料改定後も、同内容の減免制度を継続していきます。
おやつ代を含めた一括徴収にしてほしい	3 件	おやつ代は各児童クラブにおいて、保護者主体の運営委員会に対して納付することとなっております。
ファミサポや寺子屋、ひろばを充実させてほしい	2 件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
子どもたちに別の居場所を用意してほしい	2 件	子どもの居場所づくりは、こども家庭庁からも示されているとおり、大変重要であると考えております。現在も、放課後の子どもの居場所として児童館がございますが、今後も他市の先進事例などを参考にしながら、取り組んでまいります。
児童クラブを外部委託してほしい	2 件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
育成料改定を広く通知してほしい	2 件	今回の意見公募は、広報やまやホームページで周知するとともに、児童クラブを利用いただいている保護者の皆さまにも、改定案の内容とともに通知いたしました。 育成料が改正された場合は、令和 8 年度入会の集中募集期間に手引きやホームページに掲載するとともに、利用されてい

		る保護者の皆さまに対しても通知を行うなど、手寧に対応していきます。
5 年間は上げないでほしい	1 件	本市が定める「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に準じ、3 年ごとに見直しを行ってまいります。
なぜ 3 年ごとの見直しなのか	1 件	
ひとり親家庭は据え置きにしてほしい	1 件	児童クラブは、児童福祉法に基づく健全育成を図る事業であることから、児童クラブを必要とする児童へ等しく利用料金の負担を求めることが適正であると考えております。 なお「児童扶養手当受給世帯」及び「ひとり親家庭等医療費助成世帯」に対しましては、申請により育成料の半額を減免する制度がございます。
夏休みに利用しない人は減免してほしい	1 件	児童クラブの運営には、支援員の人件費や施設の維持管理費などが、状況によって変化する児童数に関わらず必要となります。そのため、児童が在籍されている場合は、当該児童の受入体制を整えていることから、減免制度はございません。また、利用しない期間について退会手続きをし、必要な時期に再度入会手続きを取る方法がございますが、児童クラブの状況により、再度の入会ができない場合もございます。
休会制度を導入してほしい	1 件	現在、休会制度の取り扱いはありませんので、退会の手続きが必要です。
土曜日の利用は加算をしてほしい	1 件	児童クラブは、児童福祉法に基づく健全育成を図る事業であることから、児童クラブを必要とする児童へ等しく利用料金の負担を求めることが適正であると考えております。
おやつ代を下げてください	1 件	おやつは各児童クラブ保護者様主体の運営委員会での取り扱いとなります。
おやつを上げてほしい	1 件	
おやつ代を含め 8,500 円程度または 10,000 円程度にしてほしい	1 件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
他の長期休暇も定員を拡大してほしい	1 件	夏休み以外の長期休暇中に児童クラブの定員を拡大する場合、各小学校のご協力により居室を追加で確保するとともに、都度補助支援員の雇用が必要となることから、現状では受入体制を整えることは困難であると考えております。
入会金をとり経営を安定化させてほしい	1 件	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
民間の学童なども金額を一律にしてほしい	1 件	市ホームページでご案内している市内の民営児童クラブは、定員等により公設児童クラブに入会できなかった方に発行する保留通知を提出することにより、育成料は同額となります。公設の児童クラブが入所できる状況で、民間の児童クラブを選択された場合は、各民営の児童クラブが設定している金額となります。
そこまで児童クラブの先生に負担があるとは思えない	1 件	放課後児童クラブは、国の基準に基づき、児童 40 人程度に対して 2 名以上の支援員等を配置する必要があります（うち

		1 人は有資格者)。 児童クラブの利用者は年々増加しており、有資格者の確保が難しい中、多様化する支援ニーズに対応する必要があることから、支援員の業務量や業務内容の負担が大きく、慢性的な人手不足となっている点も課題となっています。
--	--	---

○意見公募の結果を踏まえて：利用者の経済的負担に配慮し、令和 8 年度に一括で上げる当初案を修正し、令和 8 年度と 1 0 年度の 2 回に分けて段階的に改定する案としました。

対象月	現 行	当初の改正案	最終的な改正案
8 月以外	6, 300 円	10, 200 円	令和 8 年度から 8, 300 円 令和 10 年度から 10, 200 円
8 月のみ (夏休み料金)	6, 300 円	12, 200 円	令和 8 年度から 10, 300 円 令和 10 年度から 12, 200 円